

#### 4 労働争議の状況【本部組合及び単位労働組合】

##### (1) 争議行為開始の際の状況

争議行為開始の際の状況についてみると、争議行為開始の際の使用者側に対する予告について「取り決めている」64.5%（平成24年調査52.0%）、「取り決めていない」34.6%（同48.0%）となっている。

また、「取り決めている」労働組合について予告方法をみると、「文書」86.5%（同89.4%）、「口頭」10.4%（同6.9%）となっている。（第6表）

第6表 争議行為開始の際の使用者側に対する予告についての取決めの有無、予告方法別割合

平成27年調査（単位：％）					
区 分	計 1)	争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている 2)	予告方法		争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めていない
			文書	口頭	
本部組合及び単位労働組合 計	100.0	64.5 (100.0)	(86.5)	(10.4)	34.6
< 労働組合の種類 >					
本部組合	100.0	77.8 (100.0)	(90.9)	(6.4)	21.5
単位労働組合	100.0	63.6 (100.0)	(86.1)	(10.8)	35.5
支部等の単位扱組合	100.0	68.8 (100.0)	(89.7)	(7.2)	29.9
単位組織組合	100.0	57.0 (100.0)	(80.8)	(16.2)	42.5
平成24年調査 本部組合及び単位労働組合 計	100.0	52.0 (100.0)	(89.4)	(6.9)	48.0

注：（ ）内は、争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている労働組合に対する割合である。

1) 争議行為開始の際の使用者側に対する予告についての取決めの有無「不明」を含む。

2) 予告方法の種類「不明」を含む。

##### (2) 争議行為開始の際の予告期間

争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている労働組合における予告期間をみると、「期間の定めはない」27.7%（平成24年調査22.8%）が最も多く、次いで「24時間を超え48時間以内」21.1%（同24.1%）などとなっている（第7表）。

第7表 争議行為開始の際の予告期間別割合

平成27年調査（単位：％）									
区 分	争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている計	予告期間							不明
		24時間以内	24時間を超え48時間以内	2日を超え3日以内	3日を超え7日以内	7日を超え10日以内	10日超	期間の定めはない	
本部組合及び単位労働組合 計	100.0	10.7	21.1	10.0	10.9	3.7	4.7	27.7	11.0
< 労働組合の種類 >									
本部組合	100.0	9.3	32.5	14.4	7.9	3.5	5.5	16.3	10.5
単位労働組合	100.0	10.8	20.2	9.7	11.2	3.7	4.7	28.7	11.1
支部等の単位扱組合	100.0	11.2	21.3	7.6	11.6	4.4	5.1	26.6	12.1
単位組織組合	100.0	10.3	18.5	12.8	10.5	2.6	4.1	31.8	9.5
平成24年調査 本部組合及び単位労働組合 計	100.0	13.1	24.1	13.5	7.9	4.3	3.3	22.8	10.9